

# 牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2023.02

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

## ★建設業★ 建設業も事業承継 持続可能な事業環境の確保

### ・許可と認可はどう違う？

許可とは、法律上、国や地方自治体に対し、事業者が申請し、審査に通ることで、禁止されている行為ができるようになることで、審査基準を満たしていれば必ず許可があります。許可には、例えば、500万円以上の工事を行うための「建設業許可」や、食品を販売するための「営業許可」などがあります。

認可とは、国や地方自治体が、事業者からの申請があったとき、ある一定の基準を満たしているのを認めることで基準を満たしていれば、必ず認可されます。

### ・建設業法において 「認可」：令和2年10月の改正建設業法による新しい制度

個人事業主が法人成りする時の建設業許可どうする問題があり、それまでは個人で建設業許可を取られていた事業主が法人成りしても、許可をそのまま引き継ぐことができませんでした。許可を引き継げないことによるデメリットは大きく2つあります。

① 許可番号が変わってしまうこと、② 一度個人を廃業してから法人で申請するので、個人でも法人でも許可のない期間が必ず生じることです。

### ・認可申請によって解消

この問題点が法改正によって解消されました。新設された【譲渡及び譲受け認可申請】です。これを利用することにより、①②のデメリットが無くなります。

つまり、①許可番号を個人から法人に引き継いで使用することができ、②許可のない期間を生じさせずに許可の引継ぎが可能になります。

個人事業主から法人への事業譲渡になるので、事業譲渡契約書や株主総会議事録など、認可申請独特の資料も必要になります。また認可申請でのみ使う社会保険加入に関する誓約書などもあります。ただ許可申請ではありませんので、法定費用はかかりません。

### 早目のご連絡を

せっかくできた便利な制度です。  
ぜひ早目のご連絡をお願いいたします。

いい制度ですね。  
新しい「認可制度」  
是非、ご活用下さい。

## ★運送業★ 60 時間超 5 割増 60 時間未満のDRさんはいませんよね！

2024 年問題に隠れて見落とされがちですが、今年 4 月 1 日、再来月からです。月 60 時間を超える時間外労働は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。2024 年問題をクリアした労働時間・時間外年 960 時間（月平均 80 時間）に設定したとしても、毎月 20 時間分の賃金は 50%割増の計算になります。

具体的にどのくらい残業手当は増えるのか？

時給 1,000 円のドライバーさん 月の労働時間 260 時間（所定 170 時間、時間外 90 時間）

時間外 25%割増

所定 170 時間×1,000 円=170,000 円

時間外 90 時間×1,250 円=112,500 円

合計 282,500 円

60 時間超 5 割増（2023 年 4 月～）

所定 170 時間×1,000 円=170,000 円

時間外 60 時間+30 時間 =120,000 円

合計 290,000 円

（60 時間×1,250 円=75,000 円、30 時間×1,500 円=45,000 円）

ドライバーさんが 10 人いれば 75,000 円/月、年間 900,000 円、20 人いれば年間 1,800,000 円の人件費増となります。いよいよ値上げ交渉、いつ、いくらって言いましょ。そのためにどんなドライバーさんなら、荷主さんは納得しますでしょう。皆でよ〜く検討したいですね。



残業手当  
7,500 円/月 増

## 整備管理者、運行管理者 講習の受講は済みましたか

整備管理者と運行管理者は選任後 2 年に 1 回講習を受講が義務付けられています。

また、新たに選任された場合も受講が必要です。

**運行管理者**は選任届出をした日の属する年度に受講

⇒令和 4 年度選任の場合は今年度中に受講が必要

**整備管理者**は選任された日の属する年度の翌年度の末日までに受講

⇒令和 3 年度に選任の場合は今年度中に受講が必要



運行管理者の一般講習はまだ予約が取れますが年度末が近づくにつれて難しくなります。

整備管理者については愛知県内では令和 4 年度の研修が既に終了しております。

選任後の講習をしていないとそれだけで、車両使用停止 10 日になる場合があります（‘㍒’）

また、運行管理者でこれまでに基礎講習を受講したことが無い方は基礎講習の受講が必要です。

うっかり忘れていた…でも年度内に行けないという方は変更しちゃいましょう。

⇒「変更届」は選任後 15 日以内の届出です。お忘れなく！

記入方法等分からないことがあれば田口までご連絡下さい(^)/

2 月は一番寒い時期、雪や路面凍結によるスリップ事故が心配です。どうぞご安全に！

## ★産廃業★ ～いずれは全国へ？国内初の義務化条例！～

### ■ 全国初！新築住宅への「太陽光パネル設置義務条例」

2022年12月、東京都議会で新築戸建て住宅などに太陽光パネルの設置を義務づける条例（環境確保条例の改正案）が賛成多数で成立しました。東京都は、温室効果ガス排出量を2030年までに半減（2000年比）させるカーボンハーフの政策を掲げており、その実現に向けてのもの。義務化条例の成立は全国初となり、約2年間の周知期間を経て、2025年4月に施行される予定です。



#### ◆太陽光発電設備の設置率

条例が成立した東京都内では、二酸化炭素の排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因しており、うち約3割強が家庭部門からとなっていますが、太陽光発電設備の設置率は（パネル設置可能な建物のうち）わずか4%弱にとどまり、中々普及が進んでいないのが現状です。

#### ◆義務化の対象は？

今回の条例で設置を義務付けられるのは、住宅を注文する一般の都民（施主）ではなく「住宅メーカー等の事業者」です。都民自身はパネルを設置しない住宅を選ぶこともできます。義務付けの対象となるのは、都内での供給実績が年間で延べ床面積2万㎡以上のハウスメーカー等（都内では50社程度。）で、それぞれのメーカーが、供給棟数、算定基準率（地域ごとの条件）などに応じて割り当てられた発電総量の達成に取り組むことになります。都内で1年間に新築される建物、約4万6000棟のうち、半数程度がその対象となる見込み。未達成の場合であっても、罰則はありません（公表等はありません）。また、対象は延床面積2,000㎡未満の中小規模新築建物（住宅等）で、既存建物は対象外です。屋根の面積が20㎡未満の狭小住宅も除外できます。

#### ◆問題点として…

太陽光パネル設置につき、都は4kwパネルに40万円の補助金を出しており、余った電気は電力会社が固定価格で買い取るなど、これらの制度の活用で、6年程度で初期費用を回収し+30年間の通算で最大159万円の経済的メリットを得られるとしています。維持費やリサイクル費もまかなえ、長期的に見れば利点が多いですが、これらの太陽光パネル設置の補助金は税金で賄われており、結果的に都民全体が負担することになります。電力会社による電気買取りも賦課金として国民全ての電気料金に上乗せされ、パネルの増加により増額される可能性があります。都民全員に負担を負わせ、都内に新築戸建てを建てられる高所得者層にのみメリットがある制度となっては不平等です。

#### ◆義務化の効果は？

都によると、義務化による温室効果ガスの削減効果は、2030年までの6年間で10万トンを見込んでおり、都の削減目標2639万トンの0.4%ほど。義務化の間接的な効果も含めると年間約43万トンの削減を見込んでおり、家庭部門で必要な削減量の約5%に相当すると説明しています。

今回の義務化条例の成立、全国的に広がる流れになるのではないのでしょうか。

太陽光パネルは、災害時の脆弱性や、材料の生産地での人権問題！、廃棄後の処理等！まだまだ多くの問題があります。加えて費用対効果、負担の平等性等々、条例といわれても納得が難しいように思います。でも、やっていかなければならないのですよね。

# ★その他★ CCUS（建設キャリアアップシステム）

## ○普及の状況

建設キャリアアップシステムに登録している事業者（会社・個人事業主・一人親方）の数は昨年11月末の時点で 20万を超えており、技能者の人数は昨年10月に 100万人を超えて以降も毎月2万5千人程度のペースで増えています。

建設業の許可を受けている事業者数は約 47万業者 ですので、まだ全体の半数未満ではありますが、それなりの規模の登録事業者数があるというのが現状です。



## ○特定の技能外国人雇用にはCCUSの登録が必須

最近では、特定技能での外国人を受け入れるために建設キャリアアップシステムへの登録を行う例があります。

建設業では、特定技能で雇用するためには、国交省に「建設特定技能受入計画」の認定を受ける必要があります。技能実習生からの在留資格変更等、対象の方が既に日本にいるような場合には、CCUS登録済みであることが認定を受けるための必須要件となっています。まずは、事業者登録！ でしょうか。

## ○公共工事にも必須

国の方針として「システムへの登録推進」⇒「現場での利用促進」⇒「技能者の処遇等への反映」という3ステップを想定しており、登録がある程度進めば現場での利用を促進するための政策が実施される見込みです。

現在は、公共工事でも建設キャリアアップシステムを利用して、カードリーダーを設置している現場は少ないと聞いており、経営事項審査の加点に利用したり、自治体が独自に入札の際の選定要素としたりしているのみというのが現状のようです。

## ○レベル判定！ 白：見習い 青：一人前 銀：職長レベル 金：高度マネジメントレベル

事業者登録が終わると、つぎは技能者登録です。簡略型と詳細型があって、詳細型しか保有資格などの登録、レベル判定もできないことになるので注意が必要です。

レベル判定申請：技能者の同意を得たうえで事業者が行います。38分野に分け、職種ごとに評価基準がありレベル判定を行います。ともあれ一日も早く登録したいですね。

## ○人材確保等支援助成金

建設事業主団体が実施する事業に対して助成されます。

- ・建設キャリアアップ（CCUS）事業者登録、技能者登録、能力評価（レベル判定）または見える化評価の登録費用の全部または一部の補助
- ・CCUS事業者登録、技能者登録、見える化評価の事務手続を支援
- ・CCUSの就業履歴蓄積に係るカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進

### CCUS登録支援

牟田事務所では、CCUS 事業者登録、技能者登録支援を行っております。と言いましても、お揃え頂く書類が大変だと思います。早めに手を付け、また白色カードをお持ちの方は、是非能力評価を申請しましょう。12月末現在、全国で69,038人の方が能力評価により、ブルー、銀、金のカードに変更されておられます！